

# 台風15号等で住まいが被災した方へ 支援制度の御案内

罹災証明により一部損壊と判定された住宅を修繕する場合、  
災害救助法の応急修理や住宅修繕緊急支援事業の支援を受けることができます。

**補助金額**

**最大50万円**

**申込期間**

**12/16(月)～**

損害割合

**大** 10～20%未満

損害割合

0～10%未満 **小**

## A. 応急修理の対象となる場合

### ○対象工事

日常生活に最低限必要な部分の工事  
例)被災した住宅の屋根や外壁等

### ○支援額

工事費が150万円以下の場合、最大30万円  
工事費が150万円を超える場合、  
超えた額の20%(最大20万円)を上乗せ  
例)工事費が200万円の場合  
 $30万円 + (200 - 150) \times 20\% = 40万円$

## B. 住宅修繕緊急支援事業

### ○対象工事 ※工事費20万円以上

日常生活に最低限必要な部分の工事  
例)被災した住宅の屋根や外壁等

### ○支援額

工事費の20%(最大50万円)  
※ただし、工事費が20万円未満の  
工事は補助対象外となります。  
例)工事費が200万円の場合  
 $200万円 \times 20\% = 40万円$

## ～ 手続きの流れ(共通) ～

### ① 申請

次の書類を提出してください。

- (1) 申請書 (2) 被害のわかる写真 (3) 罹災証明書(写しでも可)
  - (4) 資力に係る申出書 (5) 納税証明書・住民票の写し(世帯全員)
- ※(4)は自らで修理することが困難である理由を申し出る書類です。  
収入を証する書類等の添付は不要です。

### ② 対象制度 お知らせ

「A.応急修理の対象となる場合」又は「B.住宅修繕緊急支援事業」、  
どちらの制度の対象となるかを、郵送等でお知らせします。

### ③ 見積書提出

修理業者に次の書類を作成してもらい、提出してください。

- (1) 見積書
- (2) 耐震性等の向上に資する補修確認書(応急修理の場合は不要)

### ④ 工事契約

修理業者と契約し、工事に着手してください。

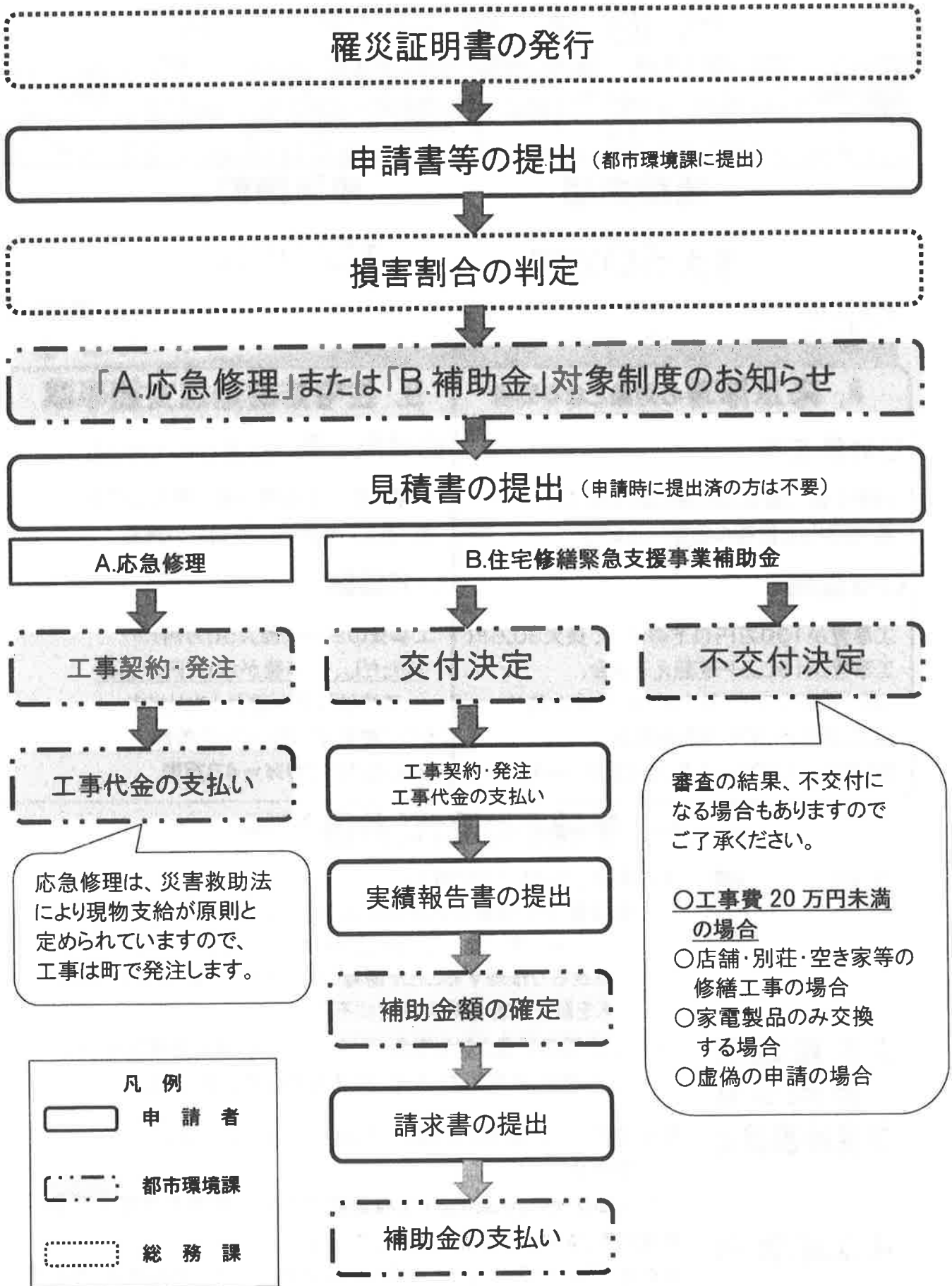
※応急修理の対象となった場合は、自己負担分のみの契約となります。

### ※事前相談

概要、手続きの流れ、申請書類、修理業者等について相談できます。

【裏面もご確認ください】

# ～ 補助金申請フロー ～



**凡例**

申請者  
 都市環境課  
 総務課

**問合せ先：都市環境課 都市整備係**  
 TEL：42-1430 / FAX：40-1075